各連細書	툍結法人の当期控除額の個別帰属 ቔ	属額	に関する明 連 結 事 業 年 度		法人名	()	別表六の
各連結法人における試験研究費の額		1	円 平均売上金額の	平 均 売 上 金 (別表六の二(六)「5		6	H	別表六の二五付表平二
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における比較試験研究費 の額	2	10 %相当額を超える試験研	平均売上金額の10%を (6)× <u>10</u>	相当額	7		平二十二・四・一
	(別表六の二(六)「12」) 試験研究費の個別増加額 (1)-(2)		究	平均売上金額の10%相当 える試験研究費の額 (1)ー(7)	額を超	8		以後終了連結事業年度分
		3		平均売上金額の10%相当 える試験研究費の額の合		9		事業年度分
	試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	4	額 -	(各連結法人の(8)の合 平均売上金額の10%相当 える試験研究費の額に係 控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「18」)	額を超る当期	10		
	試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「18」) × (3) (4)	5	当其	男 控 除 額 の 個 別 帰((5)の金額又は(10)の金額	揚属額	11		

法 0301-0605-02-付

別表六の二(五)付表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9 項 ((試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控 に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっ 除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと この中に記載してください。